

第3章. 上水道編

第6節 資 料

1 水道料金の変遷

【上水道事業】

旧佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

種別 改定日	家庭用			官公署			工場用			営業用			湯屋用			列車給水用			臨時給水用			娯楽用			慈善用			プール用			定額制家庭用			共用栓		
	基本 水量	料 金	超過 料金	基本 水量	料 金	超過 料金	基本 水量	料 金	超過 料金	基本 水量	料 金	超過 料金	基本 水量	料 金	超過 料金	基本 水量	料 金	超過 料金	基本 水量	料 金	超過 料金	基本 水量	料 金	超過 料金	基本 水量	料 金	超過 料金	基本 水量	料 金	超過 料金	基本 水量	料 金	超過 料金			
	㎡	円	円	㎡	円	円	㎡	円	円	㎡	円	円	㎡	円	円	㎡	円	円	㎡	円	円	㎡	円	円	㎡	円	円	㎡	円	円	㎡	円	円	㎡	円	円
昭和 21. 4. 1	10	2	0.17							10	2.8	0.2	36	5.4	0.11						10	3.5		1	0.09											
22. 4. 1	10	4.5	0.38							10	6.5	0.45	36	9	0.2						10	8		1	0.2											
23. 1. 3	10	30	3							10	43.5	4.35	36	60	1.65						10	55	5.5	1	1.3											
24. 4. 1	10	60	7							10	87	9	36	120	4						10	130	12	1	3											
26. 4. 1	10	90	9.2							10	150	15	40	240	8						10	300	30	1	5											
27. 4. 1	10	110								10	200		40	300							10	500		1	8											
28. 4. 1	10	180	23	20	360	23	20	360	23	10	220	25	100	1,000	12						10	500	60	1	10				5人 まで	180	35	10	160	18		
29. 5. 1	10	230	25	20	460	23	100	2,000	25	10	250	25	100	1,700	20	100	2,400	25	1	30		10	500	50	1	20	1,000	12,000	15	5人 まで	230	40	10	200	25	
39. 4. 1	10	285	30	20	570	30	1,000	2,400	30	10	310	30	100	1,700	20	100	2,400	30	1	40		10	500	60	1	20	1,000	12,000	15				10	250	30	
44. 4. 1	10	385	45	10	420	50	1,000	3,500	50	10	420	50	100	2,300	30				1	70				1	20	1,000	18,000	30				10	320	45		
50. 8. 1	10	560	75	10	750	115				10	560	95	100	4,100	60				1	175				1	35	1	65									
55. 4. 1	10	630	90	10	860	140				10	630	115	100	4,600	70				1	210				1	40	1	75									
59. 4. 1	家事用			業務用									1	85					1	300				福祉用												
	10	800	120				10	900	180																1	60	1	115								
63. 4. 1	10	980	145				10	1,100	220				1	100					1	370				1	70	1	140									
平成 4. 12. 1	10	1,330	200				10	1,500	310				1	135					1	515				1	95	1	190									

種別 改定日	一 般 用															湯屋用		臨時給水用		福祉用		プール用			
	基本 水量	料 金	超 過 料 金 (円/㎡)															基本 水量	料 金	基本 水量	料 金	基本 水量	料 金	基本 水量	料 金
	㎡	円	10㎡を超え30㎡までの部分	30㎡を超え60㎡までの部分	60㎡を超え80㎡までの部分	80㎡を超え100㎡までの部分	100㎡を超える部分	㎡	円	㎡	円	㎡	円	㎡	円	㎡	円								
12. 6. 1	10	1,300	190			195			240			280			310			1	135	1	515	1	95	1	190
15. 4. 1 (新設)	工 場 用															工場用料金以外は上段に同じ									
	基本 水量	料 金	超 過 料 金 (円/㎡)																						
	㎡	円	10㎡を超え30㎡までの部分	30㎡を超え60㎡までの部分	60㎡を超え80㎡までの部分	80㎡を超え100㎡までの部分	100㎡を超え300㎡までの部分	300㎡を超える部分																	
	10	1,300	190			195			240			280			310			96							

旧大和町

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

種別 改定日	一 般 用									官 庁 用					学校用(保育園含む)			
	基本水量	料金	超過料金						基本水量	料金	超過料金				基本水量	料金	超過料金	
	m ³	円	1m ³ につき	9m ³ を超え 14m ³ までの 部分	15m ³ を超え 34m ³ までの 部分	35m ³ を超え 54m ³ までの 部分	55m ³ を超え 84m ³ までの 部分	85m ³ を超え る部分	m ³	円	1m ³ につき	1m ³ を超え 10m ³ までの 部分	11m ³ を超え 30m ³ までの 部分	31m ³ を超え 60m ³ までの 部分	61m ³ を超え る部分	円	円	1m ³ につき
平成 4.4.1	10	1,100	130	/	/	/	/	/	20	1,650	130	/	/	/	/	100	6,710	130
8.11.1	10	1,175	140	/	/	/	/	/	20	1,875	140	/	/	/	/	100	7,475	140
12.5.1	8	1,100	/	150	150	160	160	170	20	2,000	/	150	160	160	170	100	8,625	170
16.5.1	8	1,100	/	180	190	200	210	220	20	2,000	/	190	200	210	220	100	8,625	220

新佐賀市

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

改定日	種別	基本水量	料 金	超 過 料 金 (円/m ³)					
		m ³	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分	100m ³ を超える部分	
平成 18.4.1	一般用	10	1,300	190	195	240	280	310	
		※上表からの読み替え (大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分 280円 (諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分 310円 85m ³ を超える部分 220円 155m ³ を超える部分 250円							
	工場用	10	1,300	190	195	240	280	310	
		※上表からの読み替え (大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分 280円 (諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分 310円 85m ³ を超える部分 220円 155m ³ を超える部分 250円							
	湯屋用	1	135						300m ³ を超える部分
	福祉用	1	95						96
臨時給水用	1	515							

※プール用料金の廃止(平成18年4月1日)

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

改定日	種別	基本水量	料 金	超 過 料 金 (円/m ³)					
		m ³	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 100m ³ までの部分	100m ³ を超え 3,000m ³ までの部分	3,000m ³ を超える部分
平成 19.3.1	一般用	10	1,300	190	195	240	280	300	
		※上表からの読み替え (大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分 280円 (諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分 300円 85m ³ を超え3,000m ³ 未満の部分 220円 155m ³ を超え3,000m ³ 未満の部分 250円							
	工場用	10	1,300	190	195	240	280	300	
		※上表からの読み替え (大和地区) 80m ³ を超え85m ³ 未満の部分 280円 (諸富地区) 100m ³ を超え155m ³ 未満の部分 300円 85m ³ を超え3,000m ³ 未満の部分 220円 155m ³ を超え3,000m ³ 未満の部分 250円							
	湯屋用*	1	135						300m ³ を超える部分
	福祉用	1	95						96
臨時給水用	1	515							

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものに使用するものをいう。

【旧簡易水道事業】

大和簡易水道事業・飲料水供給施設

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	一般用							官庁用							学校用(保育園含む)			
		基本水量	料金	超過料金					基本水量	料金	超過料金					基本水量	料金	超過料金	
		㎡	円	1㎡につき	9㎡を超え 14㎡までの部分	15㎡を超え 34㎡までの部分	35㎡を超え 54㎡までの部分	55㎡を超え 84㎡までの部分	85㎡を超える部分	㎡	円	1㎡につき	1㎡を超え 10㎡までの部分	11㎡を超え 30㎡までの部分	31㎡を超え 60㎡までの部分	61㎡を超える部分	円	円	1㎡につき
平成 10.12.24		10	1,175	140						20	1,875	140					100	7,475	140
12.5.1		8	1,100		150	150	160	160	170	20	2,000		150	160	160	170	100	8,625	170
16.5.1		8	1,100		180	190	200	210	220	20	2,000		190	200	210	220	100	8,625	220

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/㎡)					
		㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 84㎡までの部分	85㎡を超える部分	
平成 18.4.1	一般用	10	1,300	190	195	240	280	220	
		10	1,300	190	195	240	280	310	96
	湯屋用	1	135						
	福祉用	1	95						
	臨時給水用	1	515						

改定日	種別	基本水量	料金	超過料金 (円/㎡)					
		㎡	円	10㎡を超え 30㎡までの部分	30㎡を超え 60㎡までの部分	60㎡を超え 80㎡までの部分	80㎡を超え 84㎡までの部分	85㎡を超え 3,000㎡までの部分	3,000㎡を超える部分
平成 19.3.1	一般用	10	1,300	190	195	240	280	220	200
		10	1,300	190	195	240	280	300	96
	湯屋用	1	135						
	福祉用	1	95						
	臨時給水用	1	515						

富士南部簡易水道事業

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1㎡につき)

改定日	種別	一般用				
		基本水量	料金	超過料金		
		㎡	円	9㎡を超え 25㎡までの部分	26㎡を超え 50㎡までの部分	50㎡を超える部分
平成 16.4.1		8	1,000	80	90	100

【水道事業】

現行

(1か月あたり 消費税抜き 超過料金は1m³につき)

改定日	種別	基本水量	料 金	超 過 料 金 (円/m ³)				
				10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 3,000m ³ までの部分	3,000m ³ を超える部分
平成 23.4.1	一般用	m ³	円					
		10	1,300	190	195	240	270	200
			※上表からの読み替え (富士南部簡易水道) ◎経過措置					
			◎[H25年3月31日まで] 10m ³ を超え25m ³ までの部分 80円 25m ³ を超え50m ³ までの部分 90円 50m ³ を超える部分 100円					
			◎[H27年3月31日まで] 10m ³ を超える部分 100円					
			◎[H28年3月31日まで] 10m ³ を超える部分 130円					
	工場用	m ³	円	10m ³ を超え 30m ³ までの部分	30m ³ を超え 60m ³ までの部分	60m ³ を超え 80m ³ までの部分	80m ³ を超え 300m ³ までの部分	300m ³ を超える部分
		10	1,300	190	195	240	270	96
	湯屋用*	1	135					
	福祉用	1	95					
	臨時給水用	1	515					

※湯屋用とは、公衆浴場法第2条第1項の許可に係る公衆浴場で、物価統制令第4条の規定に基づき佐賀県知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものに使用するものをいう。

2 佐賀東部水道企業団の協定水量と用水単価の経緯

(消費税抜き)

年度	契約水量	計画受水量	用水料金	受水費	
昭和59～62	責任水量制	40,600m ³ /日	—	31円/m ³ (未供給地区)	459,389千円
昭和63～平成3				44円/m ³ (供給地区)	652,036千円
平成4～7	協定水量制	42,890m ³ /日	23,000m ³ /日	基本料金: 62円/m ³ 使用料金: 24円/m ³	1,172,081千円
平成8		39,130m ³ /日	23,000m ³ /日	基本料金: 72円/m ³ 使用料金: 34円/m ³	1,313,766千円
平成9～10		34,950m ³ /日	23,000m ³ /日	基本料金: 80円/m ³ 使用料金: 35円/m ³	1,314,365千円
平成11～13		31,350m ³ /日	21,000m ³ /日	基本料金: 80円/m ³ 使用料金: 35円/m ³	1,183,695千円
平成14～16		30,610m ³ /日	20,000m ³ /日	基本料金: 82円/m ³ 使用料金: 36円/m ³	1,178,957千円
平成17年4月～平成17年9月		変更協定水量制	35,453m ³ /日	20,000m ³ /日	基本料金: 71円/m ³ 使用料金: 33円/m ³
平成17年10月～平成20年3月	変更協定水量制	41,505m ³ /日	佐賀地区: 20,000m ³ /日 諸富地区: 6,052m ³ /日	基本料金: 71円/m ³ 使用料金: 33円/m ³	平成18年度: 1,358,218千円 平成19年度: 1,363,542千円
平成20年4月～平成23年3月	変更協定水量制	40,751m ³ /日	佐賀地区: 20,000m ³ /日 諸富地区: 5,973m ³ /日	基本料金: 65円/m ³ 使用料金: 30円/m ³	平成20年度: 1,224,475千円 平成21年度: 1,222,204千円 平成22年度: 1,221,521千円
平成23年4月～平成26年3月	変更協定水量制	40,147m ³ /日	佐賀地区: 20,000m ³ /日 諸富地区: 5,960m ³ /日	基本料金: 60円/m ³ 使用料金: 29円/m ³	平成23年度: 1,127,322千円 平成24年度: 1,126,356千円 平成25年度: 1,125,080千円
平成26年4月～平成29年3月	変更協定水量制	39,535m ³ /日	佐賀地区: 20,000m ³ /日 諸富地区: 5,819m ³ /日	基本料金: 55円/m ³ 使用料金: 29円/m ³	平成26年度: 1,040,116千円 平成27年度: 1,042,876千円 平成28年度: 1,039,953千円

(注) 受水量は年間計画の受水量であり、諸富地区の受水量は、実際の年間使用水量とは異なる数値

3 広報活動

(1) 水道週間行事

6月1日から7日までの水道週間中、本市においても水道事業について市民の理解と関心を高めるため、イベントを実施しました。

【水道フェア2017】

期 日：平成29年6月4日（日）
 場 所：ゆめタウン佐賀1階セントラルコート（佐賀市兵庫北）
 内 容：きき水コーナー、水道・バイオマスパネル展示、アトラクションコーナー、パフォーマンスショー、水道クイズラリー

<チラシ>



(2) 施設見学

見学者		神野浄水場	下水浄化センター
学 生	小学生	1, 8 2 7名	5 7 1名
	その他	2 1名	
一 般		1 6 6名	1, 2 8 8名
計		2, 0 1 4名	1, 8 5 9名

(3) ホームページ

市民に広く情報を提供するだけでなく、市民の声を聞く場所を広げるため、ホームページを開設しています。

URL : <http://www.water.saga.saga.jp>

(4) 市報等での広報

上下水道に関するお知らせ・お願いを、市報を通じて周知を図りました。

(5) 出前講座

水道水の安全性やおいしさを直接市民にPRし、水道を身近なものに感じていただけるよう、職員が出向いて水道の仕組み、水道水の安全性、家庭でできるおいしい水の飲み方などを分かりやすく説明する水道出前講座を実施しました。

【実施状況】

実施数	開催会場数	参加人数
5回	5会場	167名

(6) 広報誌「上下水道だより」

水道水のおいしさや安全性をPRし水道を身近なものと感じていただくため、また、下水道に関するさまざまな情報を発信するため、広報誌を定期発行しています。

・2017年秋号 平成29年11月 発行

・2018年春号 平成30年 3月 発行

〈2017年11月 秋号(表紙)〉

〈2018年3月 春号(表紙)〉



4 神野浄水場及び神野第2浄水場水処理フロー図

